

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
	<p>(法第四十五条の四の総務省令で定める者等)</p> <p>第二条の三の八 法第四十五条の四に規定する総務省令で定める者は、その年の四月一日の属する年度の前年度又はその年の四月一日の属する年度の道府県民税について第二条の二第一項の表の(二)に規定する繰越控除明細書を添付して法第四十五条の二第一項の規定による都道府県民税に関する申告書を提出している者のうち、その年の前々年中又は前年中の所得について道府県民税の所得割(法第五十条の二の規定によつて課する所得割を除く。)を課された者以外のものとする。</p> <p>2 法第四十五条の四の規定の適用を受ける個人は、その年において同条に規定する業務に関して作成し、又は受領した次に掲げる帳簿及び書類を整理し、五年間、これをその者の住所若しくは居所地又はその営む事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存するものとする。</p> <p>一 その年において当該業務に関して作成した帳簿及びその年の決算に關して作成した棚卸表その他の書類</p> <p>二 その年において当該業務に關して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類(自己の作成したこ</p>

(法第四十六条第五項の基準)

第二条の四 略

(法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額)

第三条の八 法第七十一条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額)

第三条の十一 法第七十一条の四十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額)

これらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。))

3 | 前項の期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年三月十五日の翌日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年三月十五日の翌日から、起算する。

(法第四十六条第五項の基準)

第二条の四 略

(法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額)

第三条の八 法第七十一条の二十六第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から政令第八条の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額)

第三条の十一 法第七十一条の四十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から政令第八条の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額)

第三条の十三 法第七十一条の六十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から法第四十二条第三項の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

第七条の二の二 削除

第三条の十三 法第七十一条の六十七第二項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により調製された道府県の決算に係る個人の道府県民税の額のうち当該市町村から政令第八条の規定により道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額に相当する部分の額とする。

(法第七十二条の五十五の三の総務省令で定める者等)

第七条の二の二 法第七十二条の五十五の三に規定する総務省令で定める者は、その年の前々年中又は前年中の個人が行う事業の所得に対して課する事業税について法第七十二条の五十五第一項の規定による申告をした者のうち事業税を課された者以外のものとする。

2 | 法第七十二条の五十五の三の規定の適用を受ける同条に規定する個人は、その年において同条に規定する事業に関して作成し、又は受領した次に掲げる帳簿及び書類を整理し、五年間、これをその者の事務所、事業所等の所在地に保存するものとする。

一 | その年において当該事業に関して作成した帳簿及びその年の決算に關して作成した棚卸表その他の書類

二 | その年において当該事業に關して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものは、当該写しを含む。）

3 | 前項の期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年三月十五日の翌日から、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年三月十五日の翌日から、起算する。

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の三 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営营する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営营する者又はこれらの事業を営营することが确实であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(政令第四十七条の三第二号に規定する総務省令で定める世帯等)

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の三 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる

児童自立生活援助事業、放課後児童健全

育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営营する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営营する者又はこれらの事業を営营することが确实であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(政令第四十七条の三第二号に規定する総務省令で定める世帯等)

第九條の三 略

2 略

(退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税の一括徴収)

第九條の四 略

(政令第四十九條の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 略

2 略

10) 政令第四十九條の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六條の二

第九條の二の三 略

2 略

(法第三百十七條の八の総務省令で定める者等)

第九條の三 第二條の三の二第一項の規定は、法第三百十七條の八に規定

する総務省令で定める者について準用する。この場合において、同項中

「第四十五條の四」とあるのは「第三百十七條の八」と、「道府県民税

」とあるのは「市町村民税」と、「第四十五條の二第一項」とあるのは

「第三百十七條の二第一項」と、「第五十條の二」とあるのは「第三百

二十八條」と読み替えるものとする。

2) 第二條の三の二第二項及び第三項の規定は、法第三百十七條の八の規定の適用を受ける同条に規定する個人による帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、第二條の三の二第二項中「第四十五條の四」とあるのは、「第三百十七條の八」と読み替えるものとする。

(退職等に伴う給与所得に係る特別徴収税の一括徴収)

第九條の四 略

(政令第四十九條の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十條の七の三 略

2 略

第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11| 略

12| 略

13| 略

14| 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に應ずる事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十六条の五十七第二項の要件等)

第二十四条の十四 政令第五十六条の五十七第二項に規定する総務省令で定める要件は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格A九〇〇二(木質材料の加圧式保存処理方法)に適合する処理方法により行われるものであることとする。

10| 略

11| 略

12| 略

13| 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に應ずる事業、相談支援事業、身体障害者の更生相談に應ずる事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(政令第五十六条の五十七第二項の要件等)

第二十四条の十四 政令第五十六条の五十七第二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる

一 処理方法により行われるものであることとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格A九〇〇二(木材の加圧式防腐処理方法)又は日本工業規格A九〇〇五(木材の木口加圧式防腐処理方法)に適合する処理方法
- 二 工業標準化法に基づく日本工業規格A九一一二(拡散式防腐処理木材)を製造するために施される処理方法2 政令第五十六条の五十七

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿（以下第二十八条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る同項に規定する電磁的記録（以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。

一 略

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿（以下この号において「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下次条

第三項に規定する総務省令で定める施設は、専ら木材の保管の用に供される施設のうち、扉を有しないもの又は通風により木材の品質の低下を防止する簡易な構造の扉を有するものとする。

2| 政令第五十六条の五十七第三項に規定する総務省令で定める施設は、
専ら木材の保管の用に供される施設のうち、扉を有しないもの又は通風により木材の品質の低下を防止する簡易な構造の扉を有するものとする。

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿（以下第二十八条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る同項に規定する電磁的記録（以下第三十一条までにおいて「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。

一 略

二 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該地方税関係帳簿に関連する地方税関係帳簿（以下この号において「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第一項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下第三十一条までにおいて「電子計算機出力マイクロフィルム」と

いう。)の記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようしておくこと。

三〇五 略

2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人

の当該承認を受けている 同項に規定す

る地方税関係書類(以下第二十八条までにおいて「地方税関係書類」という。)に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付け」と、同号ロ中「日付け又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。

3及び4 略

5 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 略

ロ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名(認定認証事業者(電子署名及び認証業務に

関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項の認定を受け

いう。)の記録事項)との間において、相互にその関連性を確認することができるようしておくこと。

三〇五 略

2 前項(第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。)の規定は、法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる同項に規定す

る地方税関係書類(以下第二十八条までにおいて「地方税関係書類」という。)に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定項目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付け」と、同号ロ中「日付け又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。

3及び4 略

5 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。

一 略

二 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 略

ロ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名(認定認証事業者(電子署名及び認証業務に

関する法律(平成十二年法律第百二号)第四条第一項の認定を受け

た者をいう。以下この号において同じ。)により同法第二条第三項に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名又は商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の第二項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。

以下この号において同じ。)を行うこと。

(1)～(4) 略

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。)が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。

(1)及び(2) 略

ニ及びホ 略

三及び四 略

五 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは「その他の日付け」と読み替えるものとする。

6 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に

た者をいう。以下この号において同じ。)により同法第二条第三項に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名又は商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の第二項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。

以下この号及び第三十一条において同じ。)を行うこと。

(1)～(4) 略

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。)が認定する業務に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号及び第三十一条において「タイムスタンプ」という。)を付すこと。

(1)及び(2) 略

ニ及びホ 略

三及び四 略

五 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは「その他の日付け」と読み替えるものとする。

6 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に

記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハに掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができらる。

（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 略

2 前条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）及び前項（同項各号に係る部分に限る。）の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている

地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハに掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手續を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができらる。

（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 略

2 前条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）及び前項（同項各号に係る部分に限る。）の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている同表の各号の中欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録

の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付け」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3 法第七百四十九条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百四十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類（以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、その保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。）のうち法第七百五十四条において準用する法第七百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

二 略

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けている法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第二項に規定する法人 の当該承認を受けている地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第二十七条 略

2 略

3 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係道府県知事は、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

一 法第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている法第七百五十条第三項に規定する地方税関係帳簿書類（以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、その保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下本項において同じ。）のうち法第七百五十四条において準用する法第七百五十条第一項又は第二項の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合

二 略

4 第一項及び第二項の規定は、法第七百四十九条第三項の承認を受けている法第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者又は同条第二項の表の各号の上欄に掲げる者の当該承認を受けている地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第二十七条 略

2 略

3 法第七百五十条第六項に規定する総務省令で定める関係地方団体の長は、承認を受けた者の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

の所在地の道府県知事とする。

4 略

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する事務所所在地等の道府県知事(以下次条までにおいて「事務所所在地等の道府県知事」という。)に提出しなければならない。

一 五 略

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項(地方税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

一 五 略

(主たる事務所又は

事業所を移転した場合の承認の申請等

の所在地の道府県知事とする。

4 略

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第二十八条 法第七百五十一条第一項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は一部について、法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した法第七百五十一条第一項の届出書を法第七百四十九条第三項に規定する住所所在地等の地方団体の長(以下次条までにおいて「住所所在地等の地方団体の長」という。)に提出しなければならない。

一 五 略

2 法第七百五十一条第二項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項(地方税関係帳簿書類の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

一 五 略

(住所又は主たる事務所若しくは事業所を移転した場合の承認の申請等

第二十九条 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、当該申請書に、第二十七条第二項各号に掲げる書類及び事務所等（法第七百五十二条第一項に規定する事務所等）を

いう。以下この条において同じ。）を移転する前に事務所所在地等の道府県知事から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は事務所等を移転する前に承認を受けていたことについての事務所所在地等の道府県知事の証明書を添付しなければならない。

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 事務所等を移転する前及び移転した後の事務所等

の所在地並びに事務所等を移転した後の事務所等
以外の事務所又は事業所の所在地

三 事務所等を移転する前の事務所所在地等の道府県知事による承認を受けた年月日（法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたものとみなされた場合には、当該承認があつたものとみなされた年月日

）
四 事務所等を移転した日

五 事務所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

六及び七 略

第二十九条 法第七百五十二条第一項の申請書を提出しようとする者は、当該申請書に、第二十七条第二項各号に掲げる書類及び住所等（法第七百五十二条第一項に規定する住所又は主たる事務所若しくは事業所を

いう。以下本条において同じ。）を移転する前に住所所在地等の地方団体の長から受けていた承認に係る通知に係る書面の写し又は住所等を移転する前に承認を受けていたことについての住所所在地等の地方団体の長の証明書を添付しなければならない。

2 法第七百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 住所等を移転する前及び移転した後の住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに住所等を移転した後の主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地

三 住所等を移転する前の住所所在地等の地方団体の長による承認を受けた年月日（法第七百五十二条第四項の規定により承認があつたものとみなされた場合には、当該承認があつたものとみなされた年月日

）
四 住所等を移転した日

五 住所等を移転した後における申請に係る地方税関係帳簿書類の保存場所

六及び七 略

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第三十一条 法第七百五十五条に規定する法第七百四十八条第一項の表第一号及び第三号の上欄に掲げる者は、電子取引（法第七百五十五条に規定する電子取引をいう。）を行つた場合には、次項又は第三項に定めるところにより法第七百五十五条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクログリムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（同条に規定する取引情報をいう。以下この項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第二十五条第一項第四号並びに同条第五項第五号において準用する同条第一項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従つて保存しなければならない。

一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと。

二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿つた運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

2 法第七百五十五条ただし書の規定により同条ただし書の書面の保存をする法第七百四十八条第一項の表第一号及び第三号の上欄に掲げる者は、当該書面を、前項に規定する場所に、同項に規定する期間、整理して

(報告書の作成方法)

第三十一条 略

2 略

(市町村の廃置分合等があつた場合における昭和二十九年年度の基準財政
収入額の算定の方法)

第三十二条 略

2 略

(町村合併前の各市町村の旧課税限度額の計算の方法)

第三十三条 略

附則

保存しなければならない。この場合においては、当該書面は、整然とした形式及び明りような状態で出力しなければならない。

3 法第七百五十五条ただし書の規定により同条ただし書の電子計算機出力マイクロファイルの保存をする法第七百四十八条第一項の表第一号及び第三号の上欄に掲げる者は、当該電子計算機出力マイクロファイルを、第一項に規定する場所に、同項に規定する期間、第二十六条第二項において準用する同条第一項第一号(同号ロに係る部分に限る。)から第四号までに掲げる要件に従つて保存しなければならない。

(報告書の作成方法)

第三十二条 略

2 略

(市町村の廃置分合等があつた場合における昭和二十九年年度の基準財政
収入額の算定の方法)

第三十三条 略

2 略

(町村合併前の各市町村の旧課税限度額の計算の方法)

第三十四条 略

附則

(法第七十一条の二十六第二項の個人の道府県民税の額の特例)

第二条の三 平成十九年度から平成二十七年までの各年度に限り、第三条の八の規定の適用については、同条中「政令第八条」とあるのは、「政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。

(法第七十一条の四十七第二項の個人の道府県民税の額の特例)

第二条の四 平成十九年度から平成二十七年までの各年度に限り、第三条の十一の規定の適用については、同条中「政令第八条」とあるのは、「政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。

(法第七十一条の六十七第二項の個人の道府県民税の額の特例)

第二条の五 平成十九年度から平成二十七年までの各年度に限り、第三条の十三の規定の適用については、同条中「政令第八条」とあるのは、「政令第八条及び政令附則第五条の二」とする。

(法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出)

第二条の六 略

(法附則第九条第七項に規定する未収金)

第二条の七 略

第三条 削除

(法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

(法附則第五条の四第三項又は第八項に規定する申告書の提出)

第二条の三 略

(法附則第九条第七項に規定する未収金)

第三条 略

(法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

第四条の六 略

2～6 略

7 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

11 法附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

12 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第四条の六 略

2～6 略

7 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定めるトラックは、当該トラックに係る自動車検査証に当該トラックが衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

9 法附則第十二条の二の五第七項第一号及び第二号

四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

10 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一及び二 略

三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合に次に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ〜ハ 略

二 乗車定員

13] 前項第一号ハからヘまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

（政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域）

第五条の三 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、鳩ヶ谷市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項

一及び二 略

三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合に次に掲げる事項

イ〜ハ 略

11] 前項第一号ハからヘまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハに掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

（政令附則第十条の三第三項の総務省令で定める区域）

第五条の三 政令附則第十条の三第三項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、鳩ヶ谷市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項

の市街化区域に限る。)とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～7 略

8 政令附則第十一条第三項第一号から第六号までに規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基 準
六 搬出貨物表示装置	搬出すべき貨物の保管場所及び数量に関する情報を表示する表示器の設置数が三十以上のものであること。

9～19 略

の市街化区域に限る。)とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～7 略

8 政令附則第十一条第三項第一号から第五号までに規定する総務省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる機械設備について、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

機械設備の種類	基 準
略	略

9～19 略

20 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十条の七第二項に規定する特定用途港湾施設(同項第一号に掲げる港湾施設に限る。)の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一 岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設(その附属施設を含む。)の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。

20| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

21| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

22| 政令附則第十一条第十項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

23| 法附則第十五条第八項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であった地域であつて、地上デジタ

二 岸壁の長さが三百メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十三メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が九万平方メートル以上であること。

21| 政令附則第十一条第九項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

22| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

23| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

24| 政令附則第十一条第十三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

25| 法附則第十五条第九項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であった地域であつて、地上デジタ

ルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

24| 法附則第十五条第八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十二項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

25| 法附則第十五条第九項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

26| 法附則第十五条第十項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものである。

27| 法附則第十五条第十項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

ルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

26| 法附則第十五条第九項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十四項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

27| 法附則第十五条第十項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

28| 法附則第十五条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものである。

29| 法附則第十五条第十一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

30| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に

28| 政令附則第十一条第十一项に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 天然ガス充填設備（ガス圧縮機、ディスプレインサー及びサクシヨンスナッパを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、液化天然ガス受入装置、貯槽、液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発天然ガス処理装置、熱量調整装置、障壁、万代堀、キャノピー又は配管を含む。）
- 二 水素充填設備（水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレインサーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパ、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水

定める金額とする。

- 一 購入した設備 次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
 - ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額
 - 二 購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計額
 - イ その取得の時ににおける当該設備の取得のために通常要する価額は、当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額
 - ロ 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 31| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 天然ガス充てん設備（ガス圧縮機、ディスプレインサー及びサクシヨンスナッパを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、液化天然ガス受入装置、貯槽、液化天然ガス払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発天然ガス処理装置、熱量調整装置、障壁、万代堀、キャノピー又は配管を含む。）
- 二 水素充てん設備（水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレインサーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパ、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水

素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）

29| 政令附則第十一条第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一| 購入により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ| 当該設備の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ| 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

二| 購入以外の方法により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ| その取得の時における当該設備の取得のために通常要する価額

ロ| 当該設備を事業の用に供するために直接要した費用の額

30| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

31| 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又

素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）

32| 法附則第十五条第十二項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

33| 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

34| 政令附則第十一条第二十二項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又

は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

32] 法附則第十五条第十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

33] 法附則第十五条第十三項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

34] 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 及び二 略

35] 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業

又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）

36] 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事

は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

35] 法附則第十五条第十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

36] 法附則第十五条第十五項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八 略

37] 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 及び二 略

38] 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業、列車の運行

本数の増加又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）

39] 法附則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

37| 政令附則第十一条第十八項第二号 に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

38| 政令附則第十一条第十八項第三号 に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

39| 政令附則第十一条第十九項 に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

40| 法附則第十五条第十九項 に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

41| 政令附則第十一条第二十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

42| 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める土地は、国

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

40| 政令附則第十一条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

41| 政令附則第十一条第二十五項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

42| 政令附則第十一条第二十六項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

43| 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

44| 政令附則第十一条第二十八項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

45| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める土地は、国

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

43| 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

44| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

45| 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

46| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

46| 法附則第十五条第二十六項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

47| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

48| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

49| 政令附則第十一条第三十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50| 政令附則第十一条第三十五項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第二条第一項第四号に掲げる設備(これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。)のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるもの(第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設(以下この項において「指定施設」という。)に設置するものに限る。)であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 サーバー用の電子計算機(これと同時に設置する附属の補助記憶装

置又は電源装置を含む。)

二 加入者系光ファイバケーブル(配線盤(き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。))と光端末回線装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、指定施設に設置されるものに限る。)との間を接続するもの(一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。)に限る。)

三 ファイアウォール装置(不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。)

四 ルーター(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。)又はスイッチ(通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。)

47| 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

48| 法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

49| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五

51| 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

52| 法附則第十五条第三十一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一 岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。

二 岸壁の長さが三百メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十三メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が九万平方メートル以上であること。

50| 政令附則第十一条第三十項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

51| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

52| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

53| 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

53| 政令附則第十一条第三十八項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

54| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

55| 法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

54| 政令附則第十一条第三十四項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

55| 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

56| 政令附則第十一条第三十六項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

57| 政令附則第十一条第三十七項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十六項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

58| 法附則第十五条第三十四項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第

56| 政令附則第十一条第四十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三 略

57| 政令附則第十一条第四十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三 略

58| 政令附則第十一条第四十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

59| 政令附則第十一条第四十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第四十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

60| 法附則第十五条第三十七項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第

一号に規定する低圧をいう。)の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のものとする。

59) 法附則第十五条第三十五項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置(エンジン(希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。))又はタービン(予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。))及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの(発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。))に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。)とする。

60) 法附則第十五条第三十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成二十五年国土交通省令第十六号)第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

一号に規定する低圧をいう。)の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。)の用に供する償却資産以外のものとする。

61 法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

(政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)

第七条の二 政令附則第十二条の二第二項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用について、同項中災害被災家屋(同条第一項第一号(同条第七項において準用する場合を含む。))に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2 政令附則第十二条の二第八項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋(政令附則第十二条の二第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。)又は被災償却資産

(政令附則第十二条の二第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。)を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害(以下この号において「三宅島噴火災害」という。)により被害を受けたことについて東京都三宅村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第二項及び第二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号までに掲げる者(以下この号において「相続人等」という。)が、法附則第十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受

けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項

証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する
品を証する書類

第十六号の五様式

第16号の5様式記載要領

- 1 略
- 2 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申告書
_____若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付
すること。
3～6 略

第十六号の九様式

第16号の9様式記載要領

- 1～14 略
- 15 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方のみ記入をすること。)

第十六号の五様式

第16号の5様式記載要領

- 1 略
- 2 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の3様式の申告書・修正申告書、第34号の2の4様式の申告書・修正申告書若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付
_____すること。
3～6 略

第十六号の九様式

第16号の9様式記載要領

- 1～14 略
- 15 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。(エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方のみ記入をすること。)

(イ) ～ (ウ) 略

(ト) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除) ……7

(チ) ASV (衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (12t超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等) (350万円控除) ……8

16～19 略

第五十五号の三様式 (附則第二条の三関係)

略

第五十五号の四様式 (附則第二条の三関係)

略

(イ) ～ (ウ) 略

16～19 略

第五十五号の三様式 (附則第二条の六関係)

略

第五十五号の四様式 (附則第二条の六関係)

略

○附則第三条による改正（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部改正）

改正案	現行
<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十四又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の經由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 略</p>	<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十八条の九の十三又は第五十六条の八十九の九の規定による通知の經由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業</p> <p>七 略</p>

○附則第四条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
地方税法施行令	略	地方税法施行令	略
第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）	第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）	第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）	第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）
、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）	、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）	、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）	、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）
、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）	、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）	、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）	、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）
、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）	、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）	、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）	、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）
、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）	、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）	、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）	、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）
、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項	、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項	、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項	、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項

において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十二条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第四十八条の十五の五第二項、第五十四条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則

において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十二条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第四十八条の十五の五第二項、第五十四条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則

第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の第十二第五項（第一条及び第六条の第十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の第十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第二項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五

第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の第十二第五項（第一条及び第六条の第十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の第十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第二項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五

条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第二項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第二項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第二項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第二項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第二項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第二項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）

条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第二項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第二項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第二項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第二項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項（これらの規定を第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第二項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第二項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）

、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第二項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を

、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第二項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を

	<p>除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
略	
	<p>除く。）、第十二条第九項、第十二条の二第八項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
略	